

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成30年5月10日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都府南丹市美山町萱野道野間29番地1  
新光テクノ株式会社  
代表取締役 仲田 只則

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都府南丹市美山町萱野道野間42番地1 から  
京都府南丹市美山町萱野道野間29番地1 に変更

(上下水道局下水道部管理課)